

# 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金等（介護福祉士実務者研修受講資金）貸付実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付実施細則（以下「実施細則」という。）第2条第2号に規定する「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付けの申請）

第2条 介護福祉士実務者研修受講資金（以下「受講資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「新規借受人」という。）は、貸付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、宮崎県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- （1）誓約書（別記様式第2号）
- （2）世帯全員の最新の所得証明書（学生、生徒及び未就学児等所得のない者を除く。）
- （3）連帯保証人の最新の所得証明書
- （4）従事している介護施設や事業所等の長（以下「介護施設等の長」という。）の推薦状（別記様式第3号）

（但し、介護施設等の長から推薦が取れない場合は実務者研修施設の長の推薦も可とする。）

- （5）個人情報取り扱い同意書（別記様式第4号）
- （6）実務経験（見込）証明書（別記様式第37号）
- （7）受講証明書（別記様式第38号）
- （8）その他会長が必要と認める書類

（貸付けの決定等及び通知）

第3条 会長は、前条の貸付申請書を受理したときは、審査の上、受講資金を貸し付ける、又は貸し付けないことを決定し、貸付等決定通知書（別記様式第5号）によって申請者に通知するとともに、借受人の決定について（別記様式第6号）によって介護施設または事業所若しくは実務者研修施設の長あてに結果を通知するものとする。

（借用証書等の提出）

第4条 前条の規定により受講資金を貸し付ける旨の決定通知を受けた者は、会長が定める日までに借用証書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- （1）振込口座届出書（別記様式第8号）
- （2）借受人及び連帯保証人の印鑑証明書

2 決定の通知を受けた者が前項の日までに前項の借用証書を会長に提出しなかったときは、その者は受講資金の貸付けを辞退したものとみなす。

（連帯保証人の変更）

第5条 借受人は、連帯保証人の死亡、破産その他の理由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届（別記様式第9号）に新連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長に提出しなけ

ればならない。

(受講資金の交付)

第6条 受講資金の交付については、交付のお知らせ（別記様式第10号）によって借受人へ通知することとし、交付の時期は、新規借受人から借用証書等の必要書類の受領後、速やかに交付する。

(貸付契約の解除)

第7条 貸付実施細則第6条第2項の規定による受講資金の貸付契約の解除の申出は、貸付契約解除申出書（別記様式第11号）を会長に提出して行わなければならない。

2 会長は、貸付実施細則第6条第1項及び第2項の規定による貸付契約の解除を行うときは、貸付契約解除等決定通知書（別記様式第12号）により借受人（借受人が死亡した場合にあっては、その相続人）及び連帯保証人に通知するものとする。

3 貸付実施細則第6条第1項及び第2項の規定により貸付契約が解除されたときは、直ちに返還しなければならない。

(返還の債務の免除の申請)

第8条 貸付実施細則第7条又は第8条の規定による受講資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、返還債務免除申請書（別記様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 介護福祉士として返還免除対象業務に従事した場合にあっては、介護福祉士の登録を受けたことを証する書類及び返還免除対象業務従事期間証明書（別記様式第14号）
- (2) 前号の場合以外の場合の状況にあっては、その状況を証明する書類

(返還の債務の免除の決定)

第9条 会長は、貸付実施細則第7条又は第8条の規定による受講資金の返還の債務の免除をし、又は免除しないことを決定したときは、返還債務免除等決定通知書（別記様式第15号）によって申請者に通知するものとする。

(返還免除対象業務従事予定借受人及び再受験予定借受人の認定の申請)

第10条 借受人は、貸付実施細則第7条第2項の規定による会長の認定を受けようとするときは、貸付実施細則第3条第1項第1号に定める返還免除対象業務以外の業務に従事した日から起算して20日以内に返還免除対象業務従事予定借受人認定申請書（別記様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 資格の登録を受けたことを証する書類
- (2) 業務従事届出書（別記様式第17号）

2 借受人は、貸付実施細則第7条第5項の規定による会長の認定を受けようとするときは、卒業年度の国家試験の合格発表の日から起算して20日以内に再受験予定借受人認定申請書（別記様式第18号）、不合格通知書（やむを得ない理由により受験できなかった場合はそれを証する書類）を会長に提出しなければならない。

(返還免除対象業務従事予定借受人及び再受験予定借受人の認定)

第11条 会長は、第10条第1項又は同条第2項の規定による認定をし、又は認定をしないことを決定したときは、返還免除対象業務従事予定借受人(再受験予定借受人)認定等決定通知書(別記様式第19号)によって申請者に通知するものとする。

(返還方法の申出)

第12条 貸付実施細則第9条第1項の規定により受講資金を返還しなければならない者は、返還の理由が生じた日から起算して20日以内に返還方法申出書(別記様式第20号)を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の返還方法申出書を提出した後にその返還方法を変更しようとする者は、返還方法変更申出書(別記様式第21号)を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

(償還のお知らせ)

第13条 会長は、貸付実施細則第9条第1項の規定による受講資金の返還の承認をしたときは、償還開始のお知らせ(別記様式第22号)、償還計画表(別記様式第23号)、払込票によって、申出者及び連帯保証人に通知するものとする。

2 会長は、償還が滞る者に対し、督促状(別記様式第24号)を通知するものとする。

3 会長は、借受人の返還が完了したときは、返還完了のお知らせ(別記様式第36号)により、借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予の申請)

第14条 貸付実施細則第10条又は第11条の規定による受講資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(別記様式第25号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 実務者研修施設に在学している場合にあつては、当該実務者研修施設の長の発行する在学証明書

(2) 介護福祉士として返還免除対象業務に従事している場合にあつては、介護福祉士の登録を受けたことを証する書類並びに業務従事届出書(別記様式第17号)

(3) 前2号の場合以外の場合の状況にあつては、その状況を証明する書類

(返還の債務の履行猶予の決定)

第15条 会長は、貸付実施細則第10条又は第11条の規定による受講資金の返還の債務の履行の猶予をし、又は猶予しないことを決定したときは、返還猶予等決定通知書(別記様式第26号)によって申請者に通知するものとする。

(届出)

第16条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める書類を会長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。借受人住所等変更届出書(別記様式第27号)、証明する書類(戸籍抄本、住民票等)

- (2) 退学したとき。借受人退学届出書（別記様式第 28 号）
  - (3) 実務者研修を修了したとき。養成施設等修了届出書（別記様式第 29 号）、修了証書（写）
  - (4) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。連帯保証人住所等変更届出書（別記様式第 30 号）、証明する書類（戸籍抄本、住民票等）
  - (5) 貸付実施細則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による受講資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者が、従事先を変更したとき。従事先変更届出書（別記様式第 31 号）
  - (6) 貸付実施細則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による受講資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者が、介護福祉士として返還免除対象業務に従事することを中止したとき。退職届出書（別記様式第 32 号）
  - (7) 貸付実施細則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による受講資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者が当該猶予を受ける原因となった事由に変更が生じたとき。返還猶予事由変更届出書（別記様式第 33 号）
- 2 連帯保証人は、その連帯保証に係る借受人が死亡したときは、遅滞なく借受人死亡届出書（別記様式第 34 号）にその事実を証明する書類（住民票の除票等）を添えて、会長に提出しなければならない。

（現況報告）

- 第 17 条 貸付実施細則第 10 条又は第 11 条規定による受講資金の返還の債務の履行の猶予を受けている者は、毎年 4 月 1 日現在の状況について、4 月 15 日までに借受人現況報告書（別記様式第 35 号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- (1) 介護福祉士として対象業務に従事している場合にあつては、返還免除対象業務従事期間証明書（別記様式第 14 号）
  - (2) 前 2 号の場合以外の場合の状況にあつては、その状況を証明する書類

（補則）

第 18 条 この実施細目に定めるもののほか、受講資金の貸付けに関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この実施細目は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成30年1月5日から施行し平成29年10月13日から適用するものとする。

附 則

この実施細目は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成31年2月25日から施行する。

附 則

この実施細目は、令和2年2月1日から施行する。